

[事案 27-213] 契約無効請求

平成 28 年 6 月 3 日 裁定打ち切り

<事案の概要>

契約は姉が無断で行ったものであるとして、契約の無効および既払込保険料の返還を求めているもの。

<申立人の主張>

昭和 58 年 3 月に個人年金保険（契約①）、平成 7 年 12 月にこども保険（契約②）、昭和 60 年 8 月に被保険者を第三者とする集団定期保険（契約③）および被保険者を弟とする集団定期保険（契約④）、同年 9 月に被保険者を申立人とする集団定期保険（契約⑤）の契約が成立したが、これらの契約について、募集人と一度も会ったことがなく、説明も一切受けておらず、各申込書の署名捺印も行っていない。これらの契約は、姉が無断で行ったものであるため、契約は無効であり、既払込保険料の返還を求める。

<保険会社の主張>

各契約の締結について、姉が申立人からの事前の委任または事後の了解を得ており、各契約は有効であるため、申立人の請求には応じられない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、各契約時の状況や契約後の事情を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下のとおり、業務規程第 32 条 1 項 3 号にもとづき、裁定手続を打ち切ることとした。

(1) 事情聴取における申立人の主張は、各契約の存在を全く知らないという趣旨のものであった。当事者間の対立が顕著である事案については、一方当事者の主張のみによって事実を認定するのは妥当ではなく、姉および募集人等の証人尋問手続を経て、慎重に事実関係を確認すべきである。

(2) 申立人の主張によると、保険料の支払いを含めた家計の管理をすべて姉に任せていたということであるため、仮に、契約①ないし契約⑤が無効と認められ、保険会社は既払込保険料を返還するという事になったとき、保険料を現実に出捐した者が誰かを判断する必要もあり、この点からも、姉の証人尋問手続が必要不可欠と考えられる。

しかしながら、裁判外紛争解決機関である当裁定審査会には、そのような権限はないため、本件の適正な解決は、裁判所の訴訟手続においてなされるべきであると判断する。